

墓地関係申請に伴う添付書類(2部提出)

新設許可申請の場合

- ・ 許可申請書
- ・ 付近の見取り図（半径 100m を表示） 1/2,500 程度
申請地を中心に半径 100m の円を記入し、周知対象者に番号を記入
- ・ 土地謄本 ※申請から 3 カ月以内（法務局一三次）
（原本 1 部、写し 1 部 ただし農地転用申請を同時申請の場合は写し 2 部でも可）
- ・ 公図（地籍図一税務課）
墳墓の位置を記載すること
- ・ 平面図及び断面図（構造図）
申請所記載の面積と整合性があること
- ・ 周知結果報告書、個別説明等の概要
付近の見取り図で確認をしている半径 100m 以内の住居者、隣接土地所有者への周知内容を記入
- ・ 維持管理方法
- ・ 承諾書（申請土地が他人名義・権利の設定がある場合）
 - 申請地所有者が申請者以外の場合：土地所有者の承諾
 - 相続が終わっていない場合：相続人すべての承諾
※提出資料として承諾書以外に、家系図も必要、また、確認資料として戸籍謄本も申請時に確認。
 - 抵当権等の設定がある場合：権利設定者の承諾（権利の解除）
- ・ その他
地目が農地である場合は、農地転用許可申請も同時に行い、保安林の場合は、保安林解除をしてから申請をする。
また、墓地の移転の場合は、改葬許可申請も必要になります。

※提出前に書類チェック表で確認してください。

墓地経営許可申請書類チェック表 (個人墓地の場合)

※ 申請書類のうち、不備が多い事項についてチェックリストを作成しましたので、参考にしてください。

書類の種類	チェック項目	チェック欄	
許可申請書	記載事項に漏れはないか。		
	墓地の位置	分筆されていない土地の一部のとき、「～の一部」が記入されているか	
	面積	正しく記載されているか。 「全体面積」, 「墳墓の面積」等は図面と整合性がとれているか。	
	土地の所有者	登記事項証明書の所有者と一致しているか。	
	申請の理由	理由及び利用区分として「焼骨のみの埋葬」が記入されているか。	
付近の略図	周辺100mの境界線が記載されているか。		
土地の登記事項証明書	3ヶ月以内のものであるか。		
土地所有者等の承諾書	様式及び記載内容は適切か。 (申請者と土地の所有者が異なる場合)		
相続権利者等の承諾書	相続関係図は適正か。		
	権利者全員の承諾があるか。		
墓地等関連施設の図面	現況図, 公図の写し, 現況地番図等		
	配置図, 丈量図, 姿図, 断面図等		
維持管理に関する書類	維持管理を行う者及びその方法, 頻度等について適正に記載されているか。		
周知に関する書類	周知結果報告書の記載は適切か。		
	※100m以内の人家等の居住者への周知		
	※墓地の区域に接する土地の所有者への周知		
	周知対象者及び周知方法等の記載があるか。		
	周知結果及びそれに対する申請者の意見等を記入しているか。		

墓地を新設する場合

墓地(納骨堂、火葬場)経営許可申請書

平成 年 月 日

安芸高田市長 様

申請者 住所 安芸高田市吉田町吉田791番地

氏名 安芸高田 太郎 ⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項規定により墓地(納骨堂、火葬場)の経営の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

墓地(納骨堂、火葬場)の名称	安芸高田家墓地	
墓地(納骨堂、火葬場)の所在地	安芸高田市吉田町吉田字〇〇△△△番〇の一部	
墓地(納骨堂、火葬場)の概要	全体面積 50m ²	墳墓面積 20m ² 関連区域 30m ² 1区画
土地所有者等の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	安芸高田市吉田町吉田791番地 安芸高田 太郎	
申請の理由	※新設やむを得ない理由を記載 焼骨の埋蔵に限って使用をする。	
工事完成予定年月日	着 手	平成〇〇年△△月□□日
	完 成	平成〇〇年△△月□□日
管理者の住所及び氏名	住 所	申請者に同じ 電話番号
	氏 名	申請者に同じ

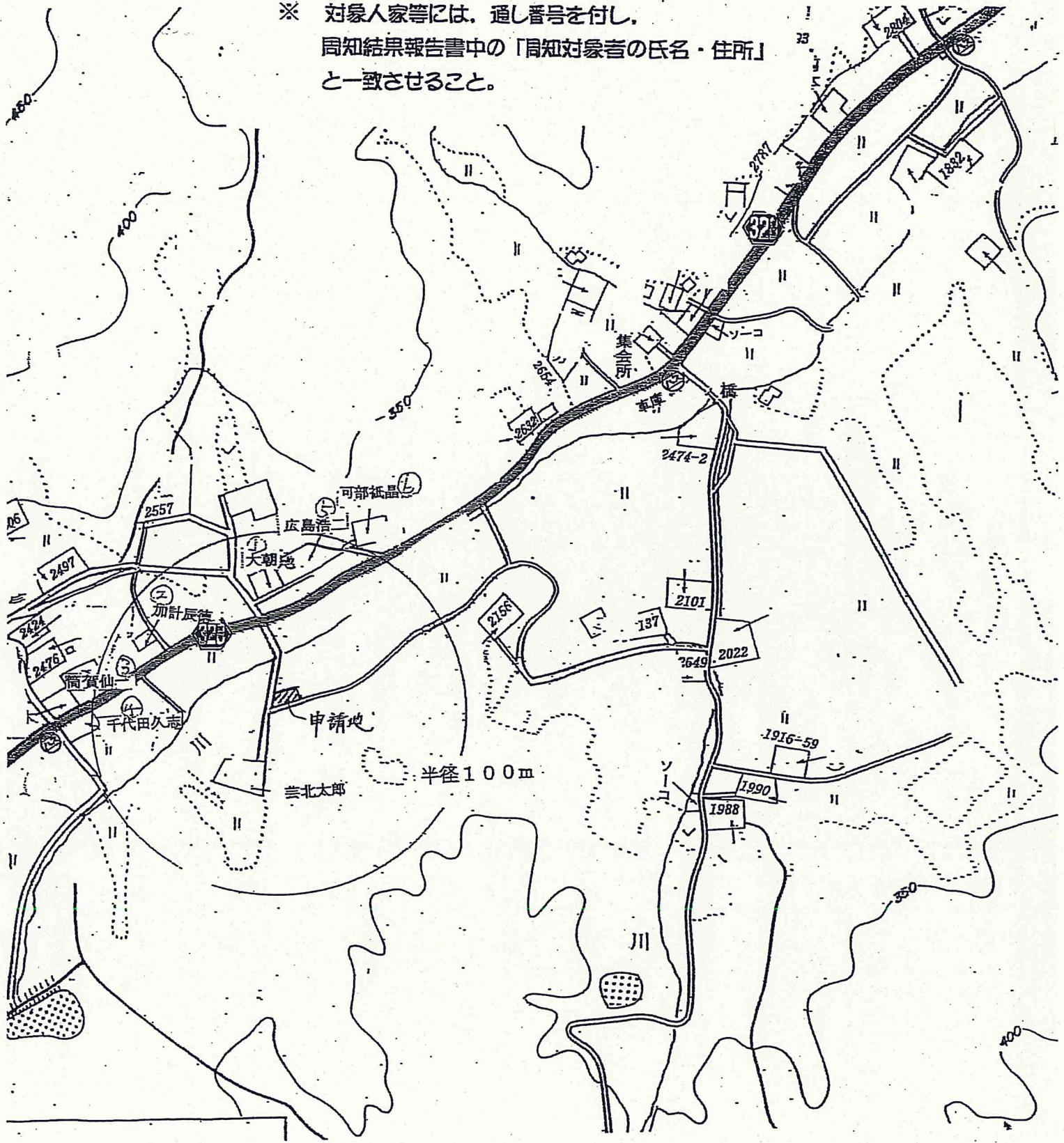
備考 1 添付書類

- (1) 墓地等及びその付近の略図
- (2) 納骨堂又は火葬場の場合は、敷地及び施設の図面
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 土地所有者その他の権利者の承諾書(申請者が土地所有者等の場合を除く。)
- (5) 定款又は規則の写し、登記事項証明書及び申請に関する意思決定書

2 不用の文字は、消すこと。

付近の略図

- ※ 100mの距離は正確に表記する。
- ※ 戸別詳細地図は人家の位置等が不正確な場合もあるので、人家名・空家など変更がないか確認・記載すること。
- ※ 対象人家等には、通し番号を付し、周知結果報告書中の「周知対象者の氏名・住所」と一致させること。



※ 縮尺 1 / 2500 (明記する。)

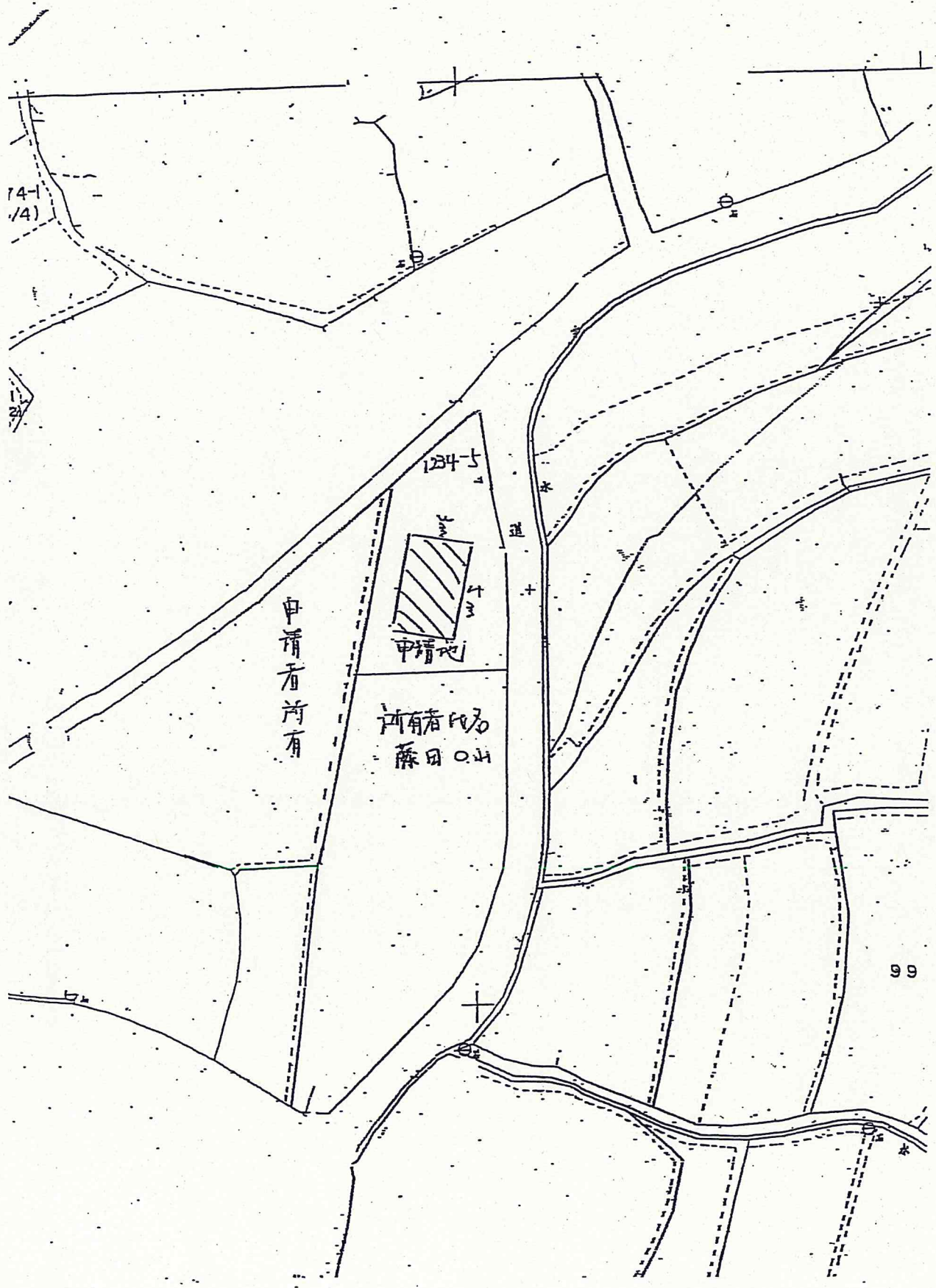
土地の登記事項証明書

【注意事項】

※ 申請前3ヶ月以内のものであること。

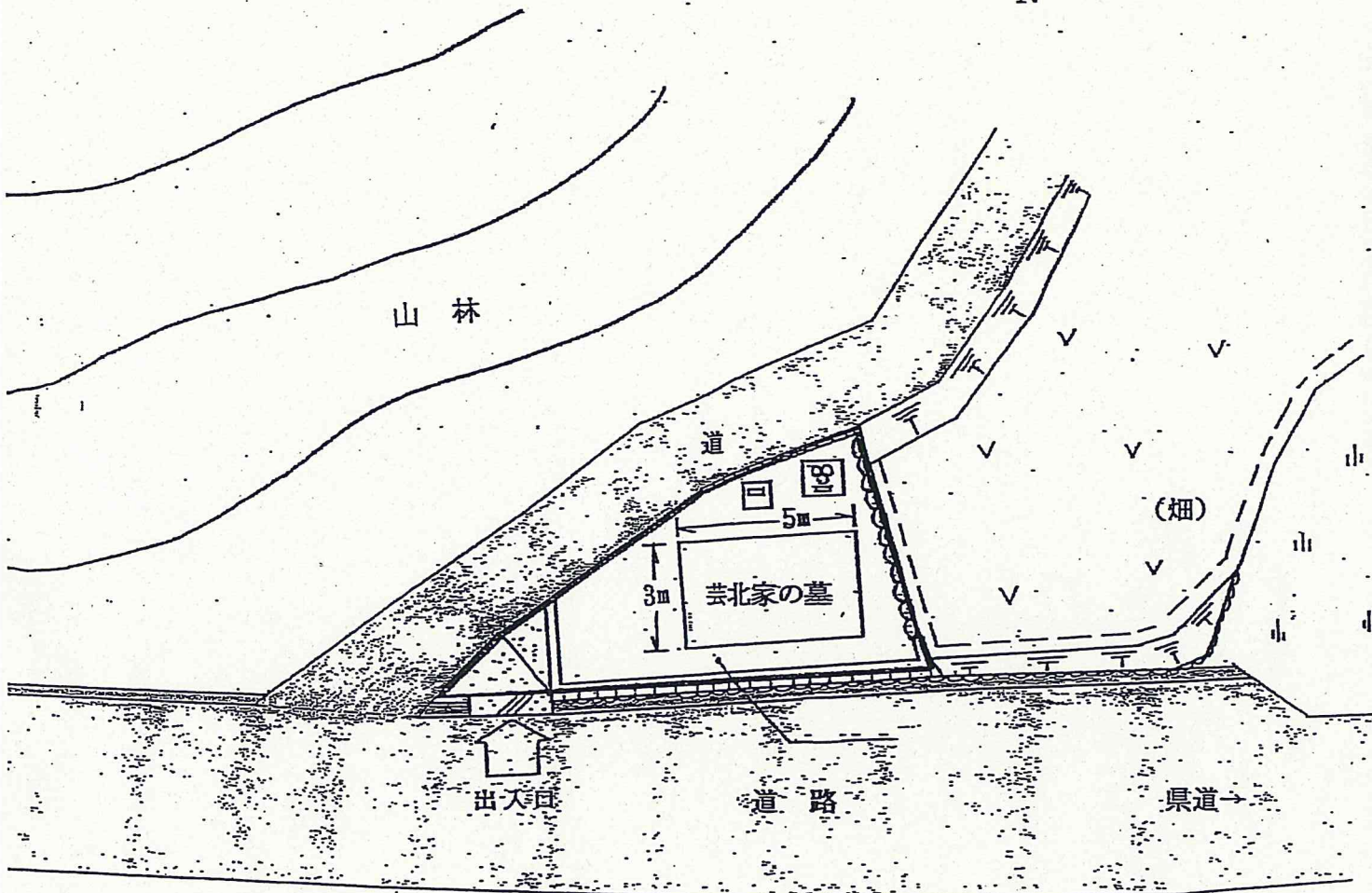
※ 申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有権譲渡承諾書を別途必要とする。

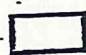
※ 所有権の制限（地上権、抵当権等）を設定されている物件である場合は、地上権等解除承諾書を別途必要とする。



平面図 (配置図)

S=1:200

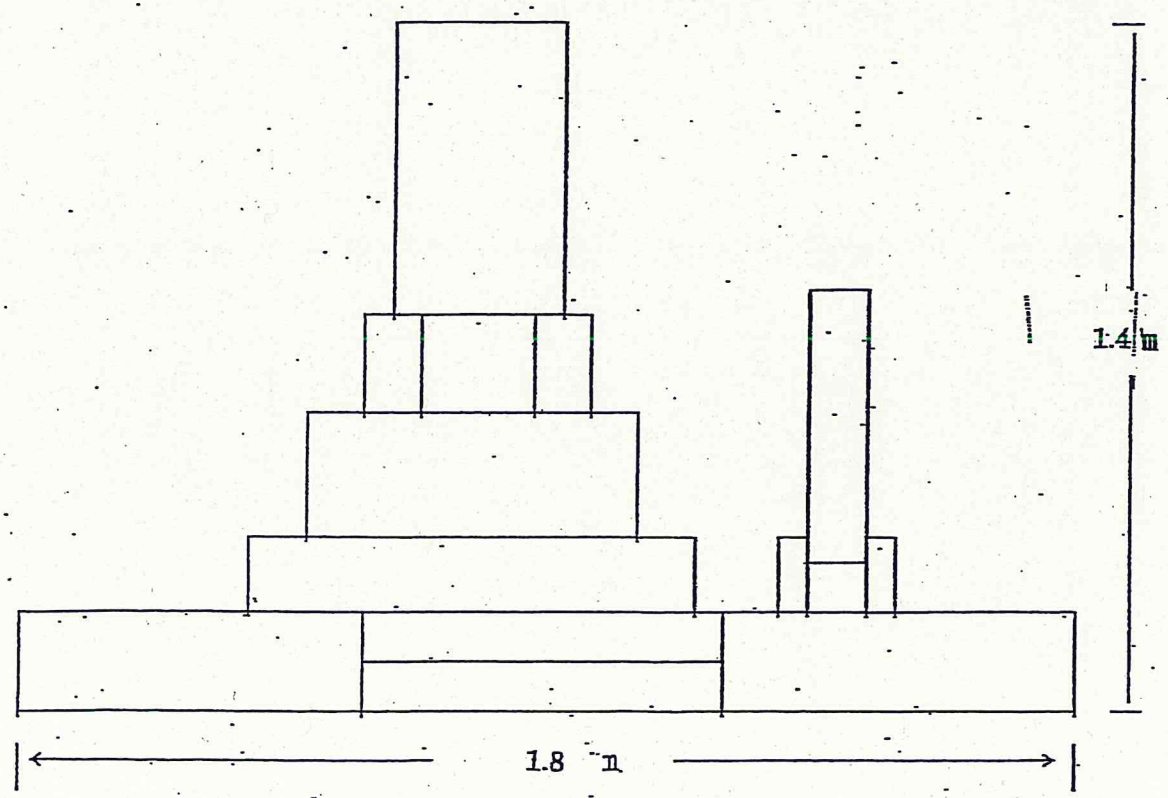
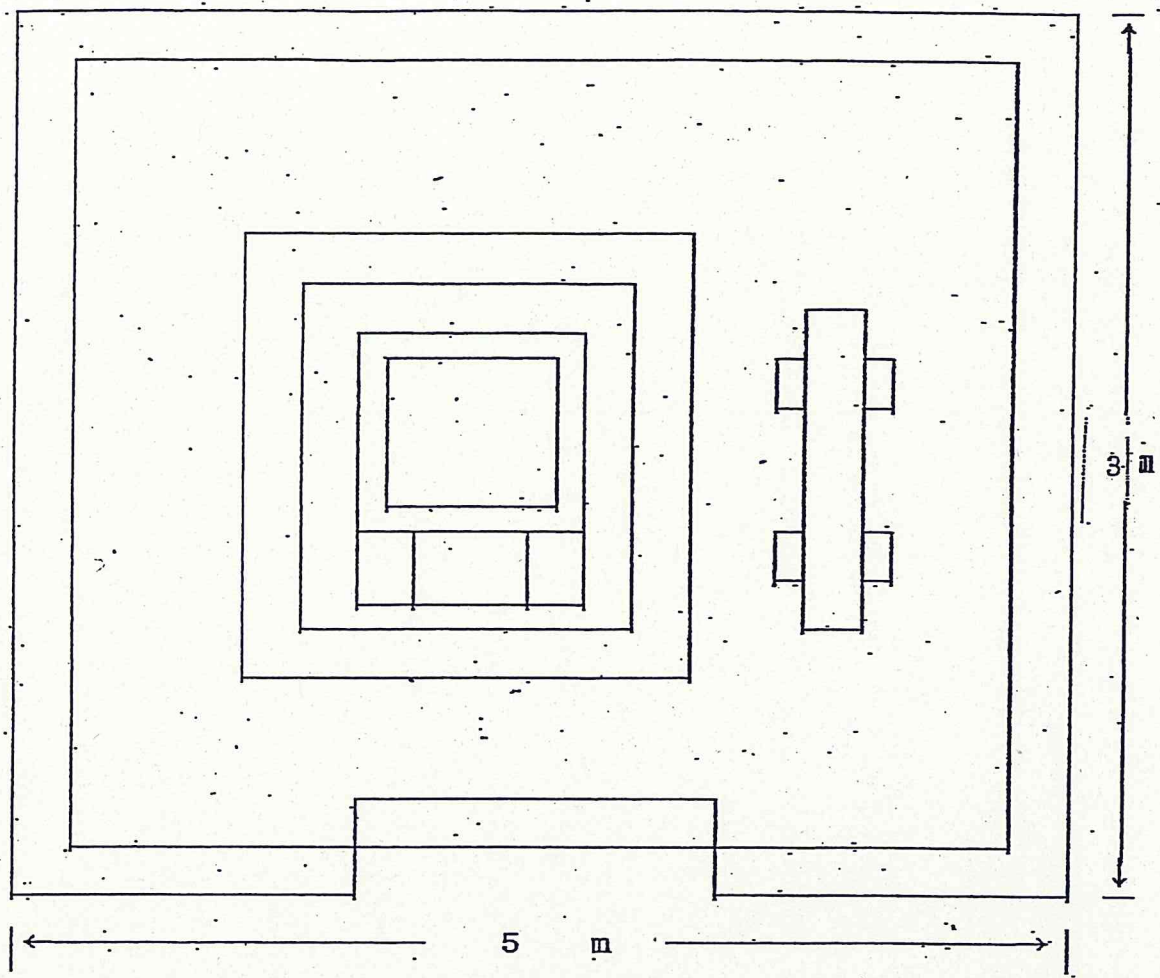


 = 申請部分

《墓地区域》

$$3 \times 5 = \underline{\underline{15 \text{ m}^2}}$$

墳墓の図面



個別説明等の概要

1. 氏名・住所等

区分 (1号～ その他)	氏名	住所	周知の有無	周知実施日	周知実施者	周知方法
2号 ①	※原則として世帯主 大朝 勉	〇〇市××町△△110-1	有	平成〇年 〇月〇日	〇〇×雄 〇〇×雄	図面持参 のうえ説明
2号 ②	加計 辰徳	〇〇市××町△△115-2	有	平成〇年 〇月〇日	(本人) 〇〇×雄	図面持参 のうえ説明
2号 ③	筒賀 仙一	〇〇市××町△△280-1	有	平成〇年 〇月〇日	(本人) 〇〇×雄	図面持参 のうえ説明
	(中略)					
5号	広島県△△地域事務 所長		有	平成〇年 〇月〇日	(本人) 〇〇×雄	図面持参 のうえ説明
1号	藤田 〇山	××郡〇〇町△△123	有	平成〇年 〇月〇日	(妻) 〇〇×子	図面持参 のうえ説明
※申請地の各端100mラインにかがる人家等(アパート居住者を含む)全てに周知を行うこと。						
※100m以内に位置する人家がどうか不詳等の場合は、念のため周知しておくのが望ましい。						

【周知対象者の区分】

- 1号：隣地所有者、 2号：近隣人家、 3号：国道等管理者、 4号：墓地用地を所管する市町長
5号：関係行政機関の長

2 周知内容

墓地申請について (設置時期等)

墓地の位置 〇市××町△△字□□1234番5の一部

墓地の名称 〇〇家墓地

3 その他

周知結果報告書

平成17年 5月18日

安芸高田市長 様

(申請者)

住所 〒 739-0000

安芸高田市吉田町向原 123 番地

氏名 芸北太郎 印

墓地(納骨堂、火葬場)の経営(変更)許可申請に当たり、周知対象者等に対し次のとおり周知を実施しました。

1 周知対象者等の人数

区分	墓地等許可関係事務処理要領第6条第2項に規定する者					左記以外の者
	1号 (隣地所有者)	2号 (近隣人家)	3号 (国道等管理者)	4号 (所管市町長)	5号 (関係行政機関長)	その他
対象者数	2	6			1	
説明会参加者数	(開催した場合は人数等を記載する。)					
個別説明者数 (内、説明会参加者数)	2 ()	6 ()	()	()	1 ()	()

2 説明会の開催

開催していません。(開催した場合は、開催日・場所・内容等について別紙を設けて記載する。)

3 標識の設置

- (1) 設置期間 17年5月20日 ~ 使用開始まで
 (2) 周知内容 別紙2のとおり

4 個別説明等

別紙3のとおり

5 周知結果とこれに対する申請者の意見

(意見書において、意見者が条件を付して同意している場合にあってはその条件に対する申請者の対応及び内容を、同意しない又はその他の意見を付している場合にあっては当該意見書提出に係る経緯等を記載すること。)

〔人家を含め、全ての周知対象者の了解を得たので、墓地設置にあたって支障はないと考えます。〕

維持管理方法

墓地管理について

- 1 墓地には焼骨のみを埋葬します。
- 2 毎年2回以上清掃し、墓地及び周辺環境美化に努めます。
- 3 ごみは、自宅に持ち帰り処分します。
- 4 許可書等関係書類の保存に努めます。

平成 17 年 5 月 18 日

住 所 安芸高田市吉田町向原 123 番地

氏 名 芸 北 太 郎 印

土地所有者の承諾書

承 諾 書

平成17年 5月15日

様

(土地所有者)

住 所 安芸高田市吉田町高宮 〇〇番地

氏 名 芸 北 花 子 印

私が所有する次の土地について、あなたが墓地を經營するための用地として許可申請することを承諾するとともに、許可を受けるための一切の条件を付けずにこの土地の所有権をしゅん工（使用開始）時までにあなたに譲渡すること及び譲渡後はあなたの所有権を制限するいかなる権利も設定しないことを承諾します。

土 地 所在地 〇市××町△△字□□1234番5
地 番 1234番5
面 積 登記簿 30 m²
実 測 〇〇 m²

譲渡先 住 所 安芸高田市吉田町向原 123 番地

氏 名 芸 北 太 郎